

市町村復興関係職員確保アクション・プラン

凡例：【 】→主体、〔 〕→時期 ※→留意点、参考など

一 市町村震災関係職員確保連絡会議における情報共有・検討

- ・ 市町及び県において会議開催のみならずメール等の活用により効率的かつスピーディーに情報共有及び取り組みの検討を行うことにより、効率的・効果的・迅速な取り組みを推進する。
※ 市町及び県の内部においては、人事担当課と事業担当課との間で、適切に情報を共有する。
※ 市町と県との間においては、事業担当課相互間においても、適切に情報共有及び協議を行う。

二 市町村における復興関係職員の不足数の把握

【市町、県】〔H24.6以降毎月更新〕

- ・ 不足数を適切に把握し、市町と県とで共有する。
- ・ 特にポイントとなる区画整理等に携わる職員など、市町において見込みが困難なものは、県において事業量から推計して示すなど、市町を支援する。

三 復興関係職員の不足を解消するための取組

1 市町における職員の採用

- ・ 2及び3を求める前提としても、市町の自助努力として、柔軟かつ積極的に実施することが求められる。
- ・ 県は、市町の自主性・主体性を尊重しつつ、指導助言及び支援に努める。
※ 以下の(1)ないし(3)に要する経費については、その全額が震災復興特別交付税により措置される。また、(4)については震災復興特別交付税のほか雇用創出基金事業を活用できる。

(1) 任期付職員の採用 【市町】〔随時〕

- ・ 県は、市町が希望する場合には、統一試験の取り組みを支援する。
【県】〔すみやかに希望する市町と検討を開始〕
※ 既に任期付職員の採用を実施した団体は、別紙のとおり。

(2) 再任用職員の採用 【市町】〔随時〕

(3) 任期の定めのない常勤職員の採用 【市町】〔随時〕

(4) 臨時・非常勤職員の採用 【市町】〔随時〕

2 他地方公共団体への職員の派遣要請

(1) 現在、派遣頂いている団体に対する継続派遣要請【市町】

- ・ 現在、派遣頂いている職員について、そのほとんどが来年4月以降も引き続き必要となる。派遣元の地方公共団体に対し、継続派遣を要請する。

(2) 現在、不足している職員の派遣要請

ア 国への派遣あっせんの要請

- ・ 国が実施してきた各種スキームにおいて、国へ要望する。
【市町→県→国】〔不足数を把握次第すみやかに、以後、随時〕

イ 他地方公共団体への直接要請 【市町】

- ・ 市町においては、友好都市等の繋がりを活用した新規派遣要請を積極的に実施することが求められる。
- ・ 県も、他都道府県に対し、当該都道府県職員又は当該都道府県内の市町村の職員の派遣について、直接要請する。
【県】〔すみやかに市町と相談しつつ実施〕

ウ 任期付職員を市町に代わり採用し、派遣

- ・ 県は、市町の希望に応じ、その実施について検討する。
【県】〔すみやかに任期付職員の採用を希望する市町と検討を開始〕

※ 東京都が、被災市町（宮城県においては気仙沼市及び南三陸町）の希望に応じ、9月に任期付職員を派遣した。本県のほか別紙のとおり全国の自治体も実施。

エ 宮城県職員の派遣 【県】〔市町の要請に応じ、随時〕

- ・ 宮城県自体が膨大な復旧・復興事務を抱え、更なる派遣受け入れを必要としている状況ではあるが、緊急性・重要性の高い職については、市町村の要請に応じ、追加的派遣に努める。
※ H25年度は、43人の職員を派遣予定。

3 復興関係職員の必要数を削減するための取り組み

- ・ 以上の「1 市町における職員の採用」については、対応できる職種や予算的な制約がある。また、「2 他地方公共団体からの職員の派遣」についても、近年、地方公共団体が、強力に職員削減を進めており、派遣余力が大きいことに鑑みると、限界がある。
- ・ そうした中で、3の取り組みが重要となるものであり、積極的に取り組む。
- ・ H24年度は以下の(1)から(4)について、市町にアンケート調査を実施し、その結果を基に取り組んだ。

(1) 地方振興事務所等による業務支援の強化

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。

(2) 民間等への業務委託

- ・ 県及び市町で共同して民間（UR等）及び国に対し要請する。

(3) 県の業務受託

- ・ 市町の要望について、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 業務受託について国の制度的対応が必要な場合には、市町及び県で共同して国に要望する。
※ 現在、災害廃棄物の二次処理や災害公営住宅の建設などについて、県が業務受託している。

(4) 仕事量の削減につながる業務の簡素化等

- ・ 県の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、県において積極的に検討し、可能なものから実施する。
- ・ 国の裁量に係るものについて、市町の要望に応じ、市町及び県で共同して国に対し要望する。

（以 上）